二十五年度補正予算債、平成二十六年度補正予算債、平成二十七年度補正予算債、平成二十八年度補正予算債、平成二十九年度補正予算債、平成三十年度補正予算債、令和元年度補正予算債、令和二年度補正予算債、令和三年度補正予算債、義務教育諸学校施設費国庫負担法第三条第一項に規定する施設に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債、臨時財政特例債、財源対策債及び地方債計画に計上されない地方債を除く。以下「公害防止事業債」という。）に係る当該年度における元利償還金	二十五年度補正予算債、平成二十六年度補正予算債、平成二十七年度補正予算債、平成二十八年度補正予算債、平成二十九年度補正予算債、平成三十年度補正予算債、令和元年度補正予算債、令和二年度補正予算債、義務教育諸学校施設費国庫負担法第三条第一項に規定する施設に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債、臨時財政特例債、財源対策債及び地方債計画に計上されない地方債を除く。以下「公害防止事業債」という。）に係る当該年度における元利償還金
［略］	［略］
［四～八　略］	［四～八　同上］
［3　略］	［3　同上］
（「消防費」の密度補正Ⅲ係数の算定方法の特例） **第五条**　令和四年度に限り、「消防費」の密度補正Ⅲ係数の算定については、第九条第一項の表市町村の項第一号「0.5」とあるのは「0.9」とする。	**第五条から第五条の三まで**　削除
（市町村の「地域振興費」の普通態容補正Ⅰ係数の算定方法の特例） **第六条**　令和四年度に限り、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成八年法律第八十五号）第二条第一項の特定非常災害として指定された令和二年七月豪雨に際し災害対策基本法等の一部を改正する法律（令和三年法律第三十号）第二条の規定による改正前の災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）が適用された同法第二条に規定する災害発生市町村のうち、一から人口を令和二年九月三十日現在の住民基本台帳登載人口で除して得た数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を控除した数が〇・二三四を上回る市町村である熊本県球磨郡球磨村の「地域振興費」のうち人口を測定単位とするものに係る普通態容補正Ⅰ係数の算定については、第十条第二十項の規定により定める率に二・三六九を加算した率とする。	（「地域振興費」の普通態容補正Ⅲ係数の算定方法の特例） **第六条**　平成三十年度から令和三年度までの間に限り、鹿児島県屋久島町の「地域振興費」のうち人口を測定単位とするものに係る普通態容補正Ⅲ係数の算定については、第十条第二十二項の規定中「人口（以下「島しよ人口」という。）」とあるのは「平成二十二年人口に、当該島しよの平成二十七年九月三十日現在の住民基本台帳登載人口を当該島しよの平成二十二年九月三十日現在の住民基本台帳登載人口で除して得た数を乗じて得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）」とする。
［削る］	（普通態容補正の行政の質及び量の差による種地の特例） **第六条の二**　令和三年度に限り、市町村の行政の質及び量の差による種地に係る地域区分の基礎となる昼間流出人口比率に係る点数は、第十一条第一項第一号㈡⑵の規定にかかわらず、次の算式によつて算定した数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。 算式 $A + \frac{(B - A) \times 4}{5}$ 符号 A　普通交付税に関する省令の一部を改正する省令（平成30年総務省令第46号）による改正前の普通交付税に関する省令（以下この条において「平成30年改正前の省令」という。）第11条第1項第1号(二)(2)の規定により算定した平成29年度分の数と同一の数（